業者からの通報制度（業者通報ホットライン）の創設について

神奈川県が締結した又は締結しようとする物品購入契約、工事請負契約その他の契約の相手方である業者の皆様が、県職員から不適正な経理処理への協力を働きかけられた場合に、通報していただく県庁の専用窓口を設置するとともに、その通報を受けて、専門の組織（特別会計検査チーム）が通報内容を調査し、事実が確認できたときは、速やかに是正させることとする制度を次のとおり創設しました。

１　県庁専用窓口の設置

【県庁通報窓口（業者通報ホットライン）】

会計局指導課に設置

・ 専用電話　０４５－６８１－５０１５

（受付日時は、開庁日の９時～１７時１５分まで）

・ 通報専用ホームページ

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/faq/p300363.html

（業者通報ホットライン、平成22年４月12日設置）

【通報できる者】

職員から不適正経理への関与を働きかけられた者又はその者が勤務する企業等の役員若しくは従業員

【通報の対象となる経理処理】

神奈川県が締結した又は締結しようとする物品購入契約、工事請負契約その他の契約における、預け金、差し替え、一括払い等の神奈川県が損害を被るおそれのある経理処理

【通報の方法】

・ 書面の持参、送付又は電子メールの送信
・ 県庁通報窓口への来所又は電話での口頭通報

原則として実名でお願いしますが、匿名でも受け付ける場合があります。

２　調査の実施及び是正措置

通報を受理した場合は、専門の組織（特別会計検査チーム（平成２２年７月１日設置予定））が調査を行い、事実が確認できれば該当所属に是正させます。

調査を行うに際しては、通報者個人が特定されないよう配慮します。調査により通報者個人が特定されるおそれがある場合は、調査方法等についてあらかじめ通報していただいた方と協議させていただきます。

なお、特別会計検査チームが設置されるまでの間は、通報の受付と調査は、会計局指導課検査グループが対応します。